

## 第18期第19回福岡県情報公開審査会会議録

### 1 開催日時

令和4年6月27日（月） 9時50分から10時40分まで

### 2 開催場所

県庁行政棟 特9会議室

### 3 出席者（五十音順）

相澤 直子 委員  
一瀬 悦朗 委員  
坂井 猛 委員  
谷口 美香 委員  
馬場 明子 委員  
三浦 邦俊 会長  
柳井 圭子 委員

### 4 審査等

- (1) 精神医療分野の委託事業予算に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求（健康増進課）（答申案）
- (2) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について

### 5 審議の内容

#### 【三浦会長】

定刻より早いのですが、おそろいですので、始めます。第18期第19回福岡県情報公開審査会を開催いたします。

それでは、本日の審査案件について、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

審査案件について説明

#### 【三浦会長】

それでは、審査の方に移りたいと思います。

### ○精神医療分野の委託事業予算に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求（健康増進課）（答申案）

答申案について審査、答申を決定  
（審査の詳細は、福岡県情報公開条例第30条の規定により非公開）

## ○個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について

### 【三浦会長】

次の案件が「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について」ということになります。この点については、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

### 【事務局】

御説明をさせていただきます。

まず、資料の確認になりますが、一つ目の資料が、諮問の書類になります。二つ目が、一番上に「情報公開制度改正 論点整理用個票」と書いてある資料。三つ目が「参考資料」と書いてあるものです。

それでは、まず、諮問の書類から、御説明させていただきます。

前回の審査会で御説明させていただいていたとおり、個人情報保護法の改正に伴い、情報公開制度も一部影響を受けまして、情報公開条例の改正を検討しているところです。今回、福岡県知事からの諮問といたしまして、二つの論点についてそれぞれ御意見をいただきたいと考えております。

では、諮問の書類の1枚目を読み上げさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度における対応について（諮問）

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護制度が一元化されることに伴い、福岡県情報公開条例に規定される情報公開制度についても所要の対応を講ずる必要が生じています。

つきましては、福岡県情報公開条例第24条第4項の規定に基づき、次の項目における対応の方向性について諮問したものです。論点が二つありまして、一つ目が、行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加について、二つ目が、審査会提出資料等の写しの交付に係る実費負担規定等の追加についてです。

1枚めくっていただきますと、検討項目の一覧表で、検討の項目と現条例の規定、概要を記載しています。ここからの説明は、二つ目の資料の論点整理用個票に基づいて御説明させていただきます。

検討事項としましては、先ほど論点の一つ目として御説明しました、行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加についてです。

概要をまず御説明させていただきますと、行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）の定義について、匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことを指します。

この匿名加工情報というのは、個人情報を基に作成される一方で、加工された後は個人情報には該当しないものになっています。

続きまして、2の匿名加工情報制度について、行政機関等は、匿名加工情報の利用に関する提案募集を行うため、対象となる個人情報ファイルの内容を公表し、事業者等から提案があった場合については、これを審査の上、匿名加工情報を提供することとなる制度が、令和5年4月1日から開始されます。

この制度の目的としましては、官民を超えた積極的なデータの利活用を図ることを目的としています。

なお、匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は、その契約に基づいて、条例で定める手数料を支払う必要がございます。

下のところ、米印で、個人情報ファイルの説明を入れているのですが、個人情報ファイルというのは、行政機関等が保有する個人情報の集合体であって、①電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。イメージとしては、エクセル等のデータベースになっている個人情報の集合体が原則にはなるのですが、②の特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの。例えば、紙のデータであっても、五十音順で並んでいて、個人の検索が容易であるものも個人情報ファイルに該当するものになります。

この個人情報ファイルの中で匿名加工情報の対象になるのは、1,000名以上の個人情報ファイルになりまして、かなり多くの個人情報を扱っているものについて、匿名加工情報の制度が適用されることとなります。

言葉の説明だけではイメージがしづらいので、参考資料を御覧ください。

1枚めくっていただいたところの一番上、個人情報データベースの構成と書いている箇所を御覧ください。匿名加工情報の作成のイメージで簡単に御説明できればと思うのですが、上のところに横表があります。例えば個人情報がこのような形で、顧客の属性データと契約者のIDにひもづいている場合、②利用明細データのように加工して、匿名加工情報を作成するイメージです。個人情報データベースというのはイコールで個人情報ファイルと考えていただければと思います。

次に、真ん中辺り、二つ目の丸の個人情報データベース構成項目の分類ということで、先ほどのデータベースの情報をそれぞれ分類することができまして、まず一つ目が、識別子と呼ばれるもの。これは単体で個人を特定する可能性のある情報で、下の表ですと、契約者のIDですとか、氏名、生年月日、電話番号というのは、それ単体で個人を識別することができる可能性のある情報ということで、識別子に該当するものになります。

続きまして、属性と言われるもの。これはデータが積み重ねられることのない情報で、単体では個人を特定することができないものですが、ほかの属性との組み合わせであったり、外部の情報との照合によって個人を特定する可能性のある情報です。下の表でいくと、性別であったり、勤務先、年収、住所、こういったものが属性に当たるものです。

三つ目が履歴と呼ばれるもので、これは個人の行動履歴を蓄積することによりデータが積み重ねられる情報で、一般に単体では個人を識別することはできないものの、ほかの属性との組み合わせや外部の情報との照合によって個人を識別する可能性のある情報です。下の図でいうと、2段目のところの購入の履歴のようなもの、これらが履歴に該当するものになります。

これを基に匿名加工情報が作成されるのですが、参考資料の方を1枚めくっていただきますと、先ほどの個人情報データベースを基に作成をされた匿名加工情報があります

が、一つ目、特定の個人を識別できないように加工した情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものであるということで、具体的に言うと、先ほどの識別子と呼ばれる、単体で個人を識別できるような、契約者のIDであったり、氏名、生年月日、電話番号、これらは自動的に削除されることになりまして、残っている情報でいうと、属性と履歴が残っているような形になります。下の表でいくと性別であったり、住所のうちの都道府県と、下の表の購入履歴のような履歴です。これらを残したような形になります。

これが特定の個人を識別できる記載等を削除であったり置き換えをすることによって、復元できないように加工して作成されます。これを作成して、民間事業所等に提供することで、何らかの事業に役立ててもらおうというような制度になっております。

それでは、また論点整理用の個票に戻っていただきまして、3の国の情報公開条例の改正のイメージということで、国の個人情報保護委員会が示す関係条例のイメージというのが示されておりまして、情報公開条例の改正を行う場合の条文のイメージとして、匿名加工情報に関連した非開示情報の規定の追加が示されています。

前後しますが、もう一回参考資料の、先ほどの匿名加工情報から1枚めくっていただきますと、右上四角囲みで情報公開条例の改正を行う場合の条文のイメージとあります。これが実際、国から示されている条文のイメージになりまして、この一つ目のところで、匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う場合 第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

福岡県の条例でいうと、第7条に相当する規定になりますが、これに追加をする形で記載がされていまして、個人情報の保護に関する法律第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報、括弧を飛ばしまして、又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号。

これについて改正をするようなイメージが示されているところです。

では、また論点整理用の個票に戻っていただきまして、3の国の情報公開条例改正イメージの第2段落のところになりますが、この改正のイメージが示されてはいるのですが、個人情報保護委員会からは、情報公開条例の改正については、今回の法改正により何らかの改正等をあくまでも義務付けるものではなく、各地方公共団体において適切に御判断をいただきたいとの見解が示されておりまして、その下の論点のところ、実際に行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報を追加するかというのが論点になってきます。

その下の、具体的な検討の部分に入っていきますが、1 行政機関情報公開法の規定ということで、平成28年、国の方で行政機関非識別加工情報、今で言うところの行政機関等匿名加工情報の制度が、国においては先に改正をされたことをきっかけとして、当該情報に関する国の①、②の不開示情報が追加されています。

①が匿名加工情報、②が①の作成に用いた保有個人情報から削除した記述又は個人識別符号ということで、条文イメージにあったような規定が国の法律のほうでは先に追加をされているような状況になっています。

続きまして、2の匿名加工情報を非開示情報に追加する必要があるかということで、国が情報公開法で、今回、非開示情報が追加された趣旨としましては、匿名加工情報については、改正法において提供の仕組みが設けられており他の手続により提供されることがないようにするため、また匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号について不開示情報としているのは、公にすることで匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるため、行政機関情報公開法に不開示情報として追加がなされているものであります。

地方公共団体においても、国と同じように匿名加工情報制度に係る規定が適用され、同じ制度が始まることに鑑みても、国と同様に非開示情報の追加をする必要があるものと、事務局の方では考えております。

最後、方向性については、情報公開法の規定、国が示す条文イメージと同様に、匿名加工情報に関連する非開示情報を追加することが望ましいのではと思っています。

論点の一つ目については、ここまでになるのですが、ここまでで一旦、委員の皆さま、何か御意見があれば、お伺いできればと思います。

**【三浦会長】**

ただいまの説明について御意見等ございますでしょうか。

**【全委員】**

なし。

**【三浦会長】**

特にないようですが、この件につきましては、予定というのは、まだ引き続き審査を行うということになるのですね。

**【事務局】**

ここから方向性を示させていただきまして、おおむね是非かは御判断いただきたいとは思っているのですけれども、答申という形をいただく手続は、今日行う予定ではありません。

**【三浦会長】**

ということのようです。そうすると、本件については次回以降も引き続き審査を行うということです。よろしいですか。

**【全委員】**

異議なし。

**【事務局】**

それでは、もう一つの方も説明をさせていただければと思います。

論点整理用の個票の3ページ目からになりますが、検討事項の二つ目について、審査会提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等についてになります。

まず、概要から御説明させていただきます。

1の個人情報保護審議会についてですが、現在、情報公開審査会では、公文書の開示請求についての審査請求の審議をいただいておりますが、個人情報の開示請求に関する審査請求というのは、個人情報保護条例に基づき設置をされている福岡県個人情報保護審議会へ諮問を行っています。個人情報保護条例を一回廃止しまして、新しくこの施行条例を制定することになり、改正法においては、行政不服審査法の第81条第1項又は第2項の機関に諮問することと法律で定められていますので、この個人情報保護審議

会の設置の根拠を行政不服審査法の第81条第1項の機関として位置付けることで、引き続き同審議会に諮問を行う予定になっています。

続きまして、2の審議会の調査審議手続についてです。個人情報保護審議会は、現在は個人情報保護条例の規定が適用されているのですが、今後は行政不服審査法の規定が適用されることになりまして、行政不服審査法第81条第3項の規定により、準用される調査審議の手続に関する規定が適用されることとなります。

この行政不服審査法の規定は、情報公開審査会の調査審議の手続とおおむね同様であるのですが、一部、条例に規定がないものがございます。それについて表にまとめていますが、まず、同じものから御説明しますと、上から2番目の真ん中のところ、意見の陳述の規定、その下の主張書面等の提出、その下、委員による調査の権限、一つ飛ばしまして、答申書の送付等、これらの規定は情報公開条例と行政不服審査法、同じ規定になっているのですが、一番上の審議会（審査会）の調査権限と、下から2番目の提出資料の閲覧等の規定は、法と条例で異なったものになっています。

一番上の審議会の調査権限については、左側、個人情報保護審議会の方に米印の1を付けているのですが、インカメラ文書とヴォーン・インデックスについての規定がありません。

このインカメラ文書というのは、実際の対象の公文書を黒塗りにしていない文書を実際、審査会の方でも見ていただいたりすると思うのですが、その文書を提出してもらう規定、これは、行政不服審査法には規定されておりません。

また、ヴォーン・インデックスというのは、あまり審査会の方で使われることはないのですが、対象の公文書にどういう記載が書いてあるのかというのを分かりやすくまとめた資料。それを実施機関側に提出してもらうという権限。これは情報公開条例にはあるのですが、行政不服審査法には、ない規定になっています。

これについては、個人情報保護法施行条例で規定を追加することで、整合を図る予定になっています。

二つ目のポイント、下から2番目の提出資料の閲覧等の規定についてですが、これは米印の2のところ、写しの交付に係る費用負担及び減免の規定というのが、行政不服審査法では置かれているのですが、情報公開条例では置かれていない規定になります。ここの整合をどうするかというのが、この論点になってきます。

ページを1枚めくっていただきまして、論点については、先ほど申し上げた、審査会への提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加を行うかどうかということです。具体的な検討といたしまして、1 提出資料の閲覧等の規定について、（1）情報公開審査会は、条例第29条第1項において、審査請求人、参加人、諮問実施機関は、実施機関に対して、提出をされた意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができ、審査会は、原則としてこれを拒むことができないとされています。

続きまして、（2）個人情報保護審議会ですが、行政不服審査法第81条第4項の規定により準用される、同法第78条第1項も、先ほどの情報公開条例第29条第1項と同様の規定ぶりであるところ、同条第4項において、写しの交付に係る手数料を条例で定める旨、また、同条第5項において、手数料の減免の規定を条例で定める旨が規定されています。

法律において、条例で定めることと委任がされているのですが、実際の規定が福岡県

行政不服審査法提出書類複写等手数料条例というものになりまして、こちらの規定については、手数料の額及び手数料の減免に関する規定が定められており、個人情報保護審議会についても同条例が今後は適用されることとなります。

写しの交付に係る具体的な費用としましては、その下に表であるとおおり、単色刷り、白黒コピーであれば、1枚10円、多色刷り、カラーであれば、1枚30円で審査請求人等から求めがあれば、文書の交付を今後行っていくようになることとなります。

方向性としてしましては、今現在においては、情報公開条例上、同様な規定はされていませんので、情報公開審査会と個人情報保護審議会とで、調査審議の手續に相違がある場合、審査請求人に混乱を招くおそれがあり、両手續の整合を図るためにも、情報公開条例に、審査会への提出資料の写しの交付に係る負担額の規定並びに減免の規定を追加することが望ましいと考えております。

また、写しの交付に係る費用については、審議会における額と同額となることが望ましいと、事務局としては考えております。

これについても、先生方から御意見をお伺いできればと思います。

**【三浦会長】**

では、あと審査会の方でも審議会と同様の運用を行っていくということですね。

御質問、御意見はありますか。

**【坂井委員】**

すみません、最初の方に戻って良いですか。

**【三浦会長】**

はい。

**【坂井委員】**

前半の件でいくと、私もちょっと理解できていないのですが、まず、非開示という言い方と不開示という言い方、2通りありますが、これの違いを教えてほしいのと、それから論点の行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報を追加するかというのは、何に追加するのか。すみません、そもそも分かっていないので、教えてください。

**【事務局】**

一つ目の質問は非開示と不開示の違いについてですが、これは条例や法の規定にそれぞれよっているところがありまして、情報公開条例は非開示情報と呼んでいまして、国の情報公開法においては不開示情報と言われています。これは文言の違いなので、実質的に、開示請求があれば、開示をしない部分のことを指します。

**【坂井委員】**

それは使い分けられているのですか。

**【事務局】**

そうです。

**【坂井委員】**

分かりました。

**【事務局】**

二つ目の御質問について、非開示情報に追加するというのは、今現在で情報公開条例では、例えば個人情報非開示情報として規定をされています。非開示情報は同条例第7条に規定をされているものですが、その中の一つとして、匿名加工情報と、も

ともとの個人情報ファイルに記録された個人情報、これを非開示にしたほうが良いのではないかと考えています。

【坂井委員】

そのものに追加しますかという話ですね。

【事務局】

はい。

【坂井委員】

すみませんでした。ありがとうございました。

【三浦会長】

簡単に言ってしまうと、法律の改正に従って条例もそれに合わせようという。

【事務局】

そうですね。国と整合をとろうと考えています。

【三浦会長】

ということで、ほかに御質問、御意見がなければ、この件については、引き続き審議させてもらおうということにしたいと思います。

【全委員】

異議なし。

【三浦会長】

最後に「その他」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

次回日程等について説明

【三浦会長】

それでは、全ての議題について終了いたしましたので、これで本日の情報公開審査会を終了したいと思います。どうも御苦労さまでございました。